

介護現場の未来を拓く、省力化投資補助金のご案内

業務効率化と職場環境の改善を、新しい制度でサポートします

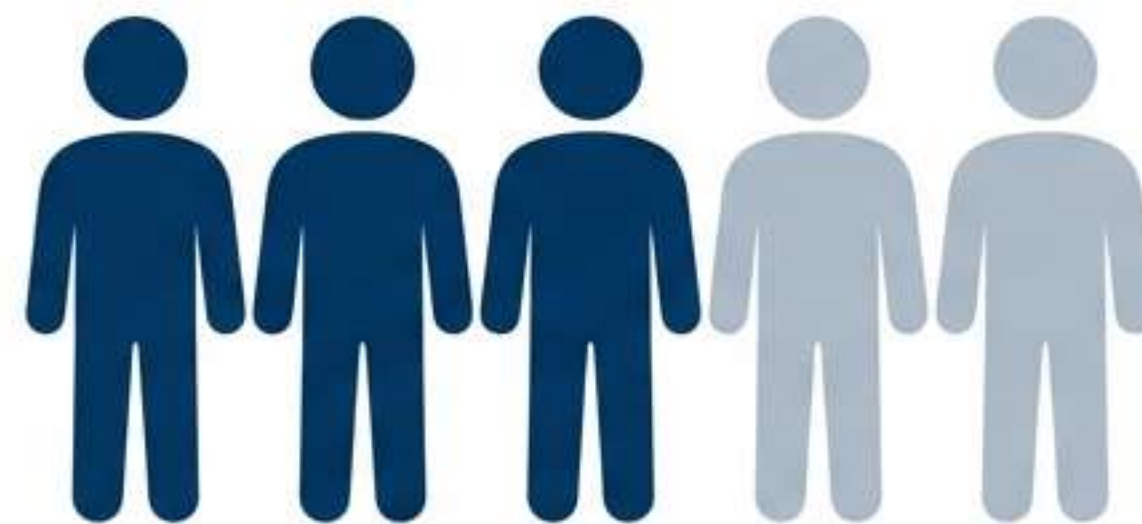


今、介護現場が直面する2つの大きな課題



高まる介護ニーズ

サービス需要は今後さらに高まる見込みです。



減少する生産年齢人口

将来にわたる人材確保が、より一層重要になります。

これらの課題解決に向け、テクノロジー活用と業務効率化が鍵となります。

その解決策が、ここにあります。「中小企業省力化投資補助金」

中小企業庁が管轄するこの補助金が、新たに「介護業」を対象に加えました。
貴社の課題解決を力強く後押しします。



省力化投資の促進

人手不足に効果のある
汎用機器の導入を支援します。



生産性の向上

業務の効率化を進め、
付加価値額の向上を目指します。



賃上げへの貢献

生産性向上の成果を、
従業員の賃金に繋がります。

補助金のポイントをひと目で確認

補助率



導入費用の**1/2**以下を補助

補助上限額

200万円～
1,500万円

従業員数などに応じて
上限額が変動します。

対象機器



登録された製品カタログから、
自社の課題に合わせて選択可能。

あなたの法人は対象？補助対象となる法人の種類

介護業を営む、以下の法人が対象となります。

**株式会社
など**

中小企業者
(組合関連以外)

組合関連

中小企業者
(組合関連)

NPO法人

特定非営利
活動法人

**社会福祉
法人**

医療法人

※「従業員数300人以下」「資本金3億円以下」などの要件があります。

❗「従業員数300人以下」「資本金3億円以下」などの要件があります。詳細は必ず「公募要領」をご確認ください。

【重要】収入に関する注意点： 介護報酬と診療報酬について



原則

介護報酬のみを受給している法人が対象です。

国の他の制度（補助金、公的医療保険からの診療報酬など）と補助対象経費が重複することは原則として認められません。



特例

社会福祉法人と医療法人は特例として対象となります。

これらの法人は、診療報酬も受給していても、補助対象機器の利用が主に介護保険施設等で想定されるため、特例として対象に含まれます。

どんな機器が導入できる？対象となる製品カタログ

1月9日より申請受付開始



清掃ロボット



配膳ロボット

3月中旬より申請受付開始（予定）



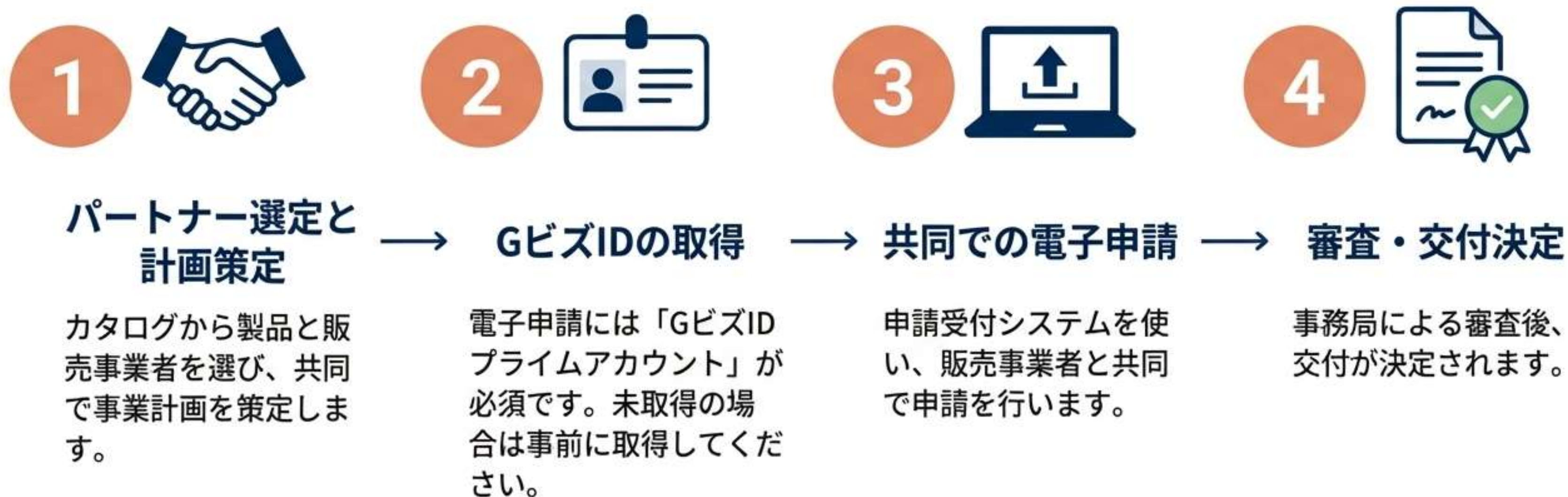
飲料ディスペンサー／とろみ給茶機



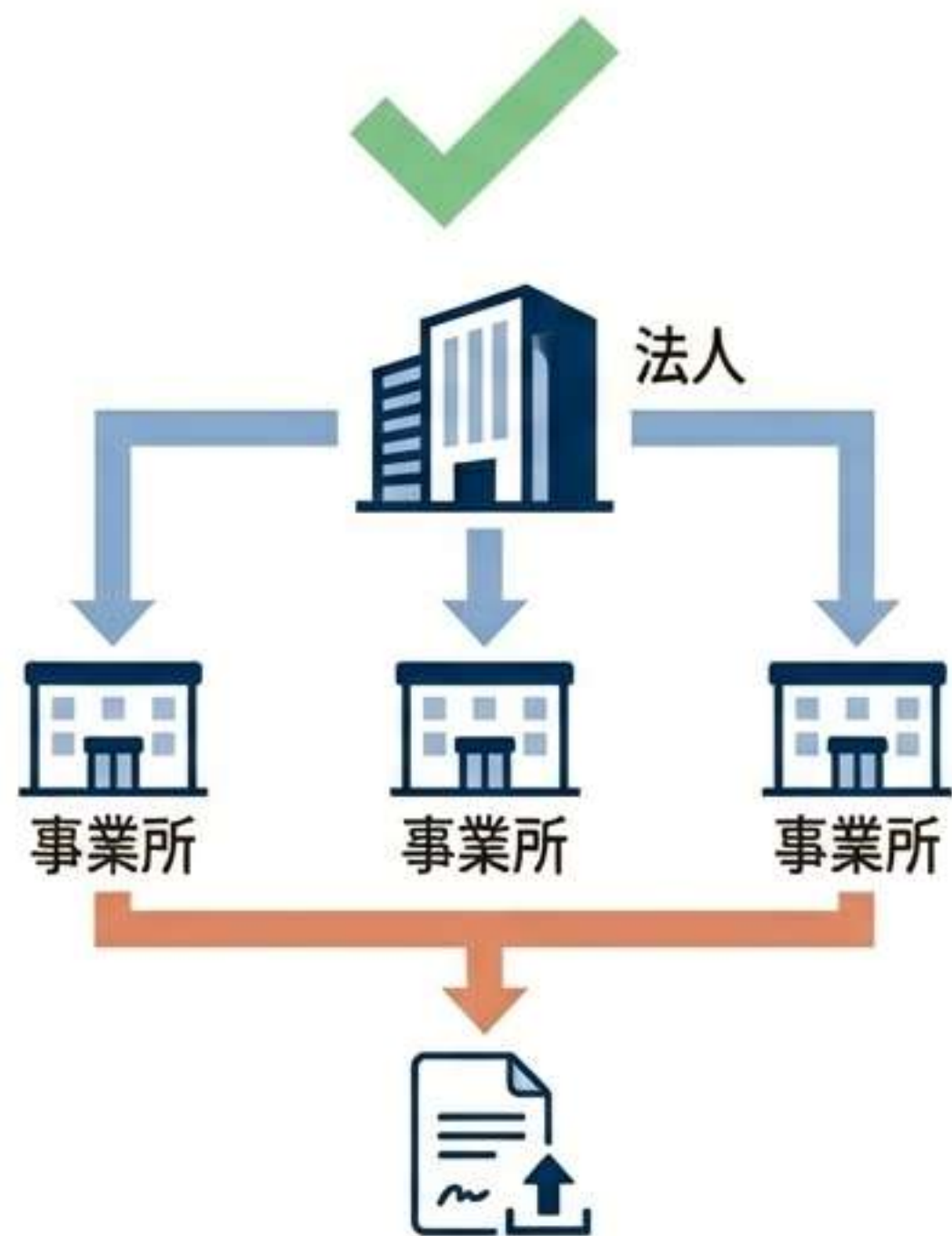
再加熱キャビネット／カート

※新たに登録されたカテゴリは、製品・事業者登録後にウェブサイト上で申請可能となります。

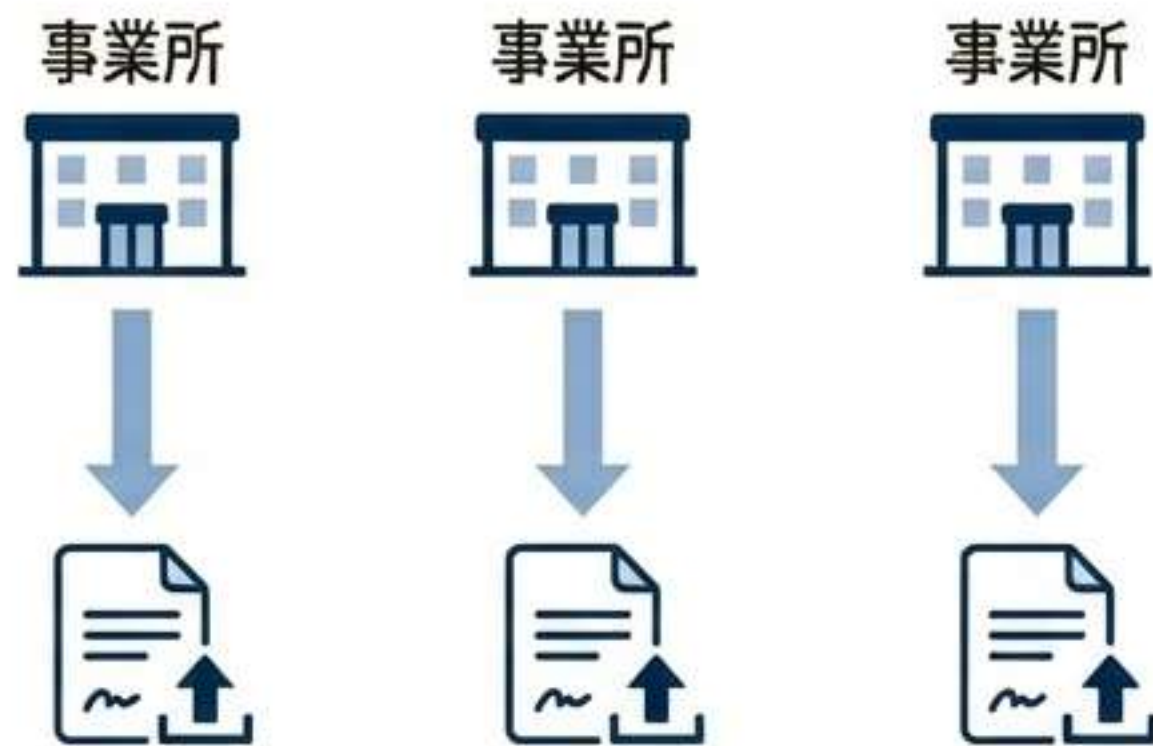
申請の全体像：4つのステップで完了



【申請時の重要ルール】 申請は「法人単位」です



申請は法人がまとめて行います。



個々の事業所が申請者になることはできません。

補助対象機器を使用する事業所が介護保険法上の指定を受けている必要があります。

提出必須：介護事業を証明する書類



発行日

申請日前3か月以内に発行されたもの



形式

PDF形式で提出



照合

書類記載の事業所名・住所と、申請時の事業実施場所（設備導入事業所）が一致している必要があります。

申請時に申告する「日本標準産業分類」

運営するサービス種別に応じて、以下の通り選択してください。

選択する種別	サービス種別
8342 看護	訪問看護
8541 特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
8542 介護老人保健施設	介護老人保健施設
8543 介護医療院	介護医療院
8544 通所・短期入所介護事業	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
8545 訪問介護事業	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
8546 認知症老人グループホーム	認知症対応型共同生活介護
8547 有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8549 その他の老人福祉・介護事業	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援、その他8342、8541～8547に該当しないが介護保険法上で定めるサービス

スケジュールと今後の流れ



1月9日

受付開始

「清掃ロボット」「配膳ロボット」の
申請受付が始まりました。



3月中旬(予定/Scheduled)

受付開始

「飲料ディスペンサー／とろみ給茶機」
「再加熱キャビネット／カート」の
申請受付が開始される予定です。

公募期間や詳細なスケジュールは、補助金公式ウェブサイトで必ず最新情報をご確認ください。

ご不明な点はこちらへ



制度に関するご質問

介護業の対象化について

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

電話：03-5253-1111（内線3876）

Email: kaigoseisansei@mhlw.go.jp



申請手続きに関する

申請手続きについて

中小企業省力化投資補助事業
コールセンター

電話：0570-099-660（or 03-4333-7575）

詳細は補助金の公募要領や公式ウェブサイトもあわせてご確認ください。